

議員提出議案第 2 号

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、地方自治法第 1 1 2 条第 2 項及び生駒市議会会議規則第 1 3 条の規定により、上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 8 日

提出者 中谷尚敬

賛成者 上原しのぶ

〃 下村晴意

〃 角田晃一

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和46年11月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

議会報編集委員会	議会報の発刊に関して、その編集に必要な事項を協議するため	議会報編集委員会委員	議会報編集委員会委員長
----------	------------------------------	------------	-------------

」

を

「

広報広聴委員会	議会報及び市議会ホームページの編集等並びに生駒市議会市民懇談会に関する事項について協議又は調整を行うため	広報広聴委員会委員	広報広聴委員会委員長
---------	--	-----------	------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

